

漏水検知システム異常検知調査委員会設置要綱

(目的)

第1条 財団法人山梨県環境整備事業団は、山梨県環境整備センターにおける漏水検知システムの異常検知について、客観的かつ専門的に原因の究明を行うため「漏水検知システム異常検知調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査委員会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 原因究明に係る調査実施計画策定
- (2) 原因究明に係る調査実施
- (3) 原因究明に係る調査報告書の取りまとめ
- (4) 財団法人山梨県環境整備事業団が設置する山梨県環境整備センター安全管理委員会への調査に関する説明
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第3条 調査委員会は、理事長が委嘱する別表1に掲げる委員6名で組織する。

- 2 委員会には、委員長1人及び副委員長1人を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、委員会を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から所掌事務終了の日までとする。

(会 議)

第5条 調査委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は調査委員会の議長となる。
- 3 調査委員会の会議は原則公開とするが、会議の内容または進行において支障が生ずると懸念される場合には委員の協議により非公開とすることができる。
- 4 調査委員会は、委員の協議により必要があると認めるときには、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(事務局)

第6条 調査委員会の事務局は、山梨県環境整備センター内に置く。

附 則

この要領は、平成25年2月13日から施行する。

(別表1)

(順不同)

氏名	所属	役職名	専門分野等
かねこ ひでひろ 金子 栄 廣	山梨大学大学院	教授	環境工学
さわ としゆき 澤 俊 行	広島大学大学院	特任教授	材料工学
すぎやま のりこ 杉山 憲 子	東京海上日動 リスクコンサルティング(株)	主席研究員	土壌環境 地下水環境
すずき よしひこ 鈴木 嘉 彦	山梨大学	名誉教授	電気工学
なかむら ふみお 中村 文 雄	山梨大学	名誉教授	水質工学
ふるた ひでお 古田 秀 雄	一般社団法人 日本廃棄物コンサルタント協会	技術部会委員	処分場全般